

令和2年4月30日

保護者各位

うるま市長 島袋 俊夫
(公印省略)

認可保育施設等における5月7日以降の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市においては、令和2年4月23日付け「認可保育所施設等における受入れ対象児童の縮小について」により受入れ対象児童を縮小して保育を行っている状況です。多くの保護者の皆様のご理解ご協力誠にありがとうございます。

沖縄県における緊急事態宣言の解除の時期や新型コロナウイルスの終息の時期が見えない中ではありますが、連休明け（5月7日（木）以降）の本市の対応について、下記のとおりといたします。ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 5月7日以降の本市の対応について

(1) 沖縄県の緊急事態宣言が延長された場合

- ① 緊急事態宣言が解除されるまでの間、受入れ対象児童を縮小した保育とします。
- ② 受入れ対象児童

保育の対象は、下記（ア）から（ウ）のいずれかに該当し、かつ休暇取得が困難な場合とします。

- (ア) 医療など社会生活（警察、消防等）の維持に必要な業務の従事者
- (イ) 社会福祉施設などの従事者
- (ウ) やむを得ない事情のある人

※ やむを得ない事情とは、休むことにより著しく収入が減少する場合等を想定しております。

(2) 沖縄県の緊急事態宣言が解除された場合

- ① 下記の期間は、仕事を休むことが可能な場合や在宅勤務等により、家庭でお子様をみる事が可能な家庭は、登園自粛をお願いします。
- ② 期間：令和2年5月7日（木）から5月16日（土）まで。

注) 内容や期間につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により随時変更等があります。変更等がありましたら改めてホームページ等でお知らせいたします。

※ ご自宅でも手洗い・うがい等をお子様と一緒に徹底していただきながら、感染予防にお努めいただけますようお願い申し上げます。

お問合せ先 うるま市こども部
保育幼稚園課 TEL：098-973-5427
こども未来課 TEL：098-989-5313
<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>